入札公告の訂正

令和５年９月28日
国立大学法人東京大学総長　藤井　輝夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第 37 号

1　掲載日　令和５年８月７日（号外政府調達第147号）

2　訂正内容　32ページの入札公告第37号「東京大学低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬・処理業務一式」について、３⑶中、「令和５年９月27日」を「令和５年10月11日」に、３⑷中、「令和５年10月18日14時00分」を「令和５年11月２日15時00分」に、５⑺中、「27 September, 2023」を「11 October, 2023」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年９月28日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社　八王子支社
支社長　荒井　靖博

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道（特定更新等）稲荷坂橋床版取替工事（2023年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所
中央自動車道　富士吉田線
自）東京都八王子市宇津木町
至）東京都八王子市裏高尾町

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道 稲荷坂橋（上下線）の床版取替を行う工事である。

⑸　工事概算数量
床版取替　約1.0千㎡
鋼構造物の製作　約55ｔ
塗替塗装　約2.0千㎡
支承取替　約20基
詳細設計　１式

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,350日間（週休２日制モデル工事）
半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工事延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。

⑺　使用する主要な資機材
合成床版　約800㎡

⑻　本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム、郵送又は当社ホームページを通じて行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善案（以下「技術提案」という。）を記載した総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

⑿　本工事は、電子契約によることができる。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記による電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⒀　契約制限価格を上回った場合の取扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
なお、協議の相手から提出された入札価格により、協議相手を選定しない場合がある。

⒁　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事」（発注者指定方式）である。工事期間内において、週休２日を達成した場合は、工事成績評定において、加点評価の対象とする工事である。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「橋梁補修工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。なお、再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「橋梁補修工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の者の２者で構成された共同企業体であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。なお、再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。）
また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す同種工事の実績を有すること。ただし、施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定された工事（旧日本道路公団（「以下旧ＪＨ」という。）が発注し、平成13年度以降にしゅん功認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第３条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約適正化の促進に関する法律（平成12年11月17日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注する工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。
なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
橋面積610㎡以上の橋梁において、床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。）